

板野西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表

板野西部消防組合の人事行政運営の公平性・透明性を確保するために、平成28年度の職員の任用や勤務条件等の人事行政の状況について、公表いたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員の人事評価の状況
3. 職員の給与の状況
4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
5. 職員の分限及び懲戒処分の状況
6. 職員のサービスの状況
7. 職員の退職管理の状況
8. 職員の研修の状況
9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

採用者数	退職者数
2人	3人

2. 退職事由

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

区分	定年	勸奨	普通	その他	合計
人数(人)	1	0	2	0	3

3. 再任用の状況

(平成28年4月1日から平成29年4月1日)

区分	人数
平成28年4月1日在職者数	0人

4. 年齢別職員数 (平成29年4月1日)

年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数(人)	2	6	7	4	5	3
年齢	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	合計
職員数(人)	6	2	0	3	3	41

5. 職員数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員数(人)	38	39	43	42	41	42	41

行政職給料表（一） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務（階級）
1 級	定型的な業務を行う職務（消防士）
2 級	1 主任の職務（消防副士長） 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（消防副士長）
3 級	1 係長の職務（消防士長） 2 困難な業務を行う主任の職務（消防士長）
4 級	1 消防本部の課長補佐の職務（消防司令補） 2 消防署長補佐の職務（消防司令補） 3 困難な業務を行う係長の職務（消防司令補）
5 級	1 消防本部の主幹の職務（消防司令） 2 困難な業務を行う消防本部の課長補佐および消防署長補佐の職務（消防司令）
6 級	1 消防長の職務（消防司令長） 2 消防本部の次長および課長の職務（消防司令） 3 消防署長の職務（消防司令）

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

行政職給料表（一） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務（階級）	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務（消防士）	15	36.59	消防士	15	18	43.9	係員級
				計	15			
2 級	1 主任の職務（消防副士長） 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（消防副士長）	3	7.32	主任	0	18	43.9	係員級
				消防副士長	3			
				計	3			
3 級	1 係長の職務（消防士長） 2 困難な業務を行う主任の職務（消防士長）	7	17.07	係長	0	7	17.07	係長級
				消防士長	7			
				計	7			
4 級	1 消防本部の課長補佐の職務（消防司令補） 2 消防署長補佐の職務（消防司令補） 3 困難な業務を行う係長の職務（消防司令補）	8	19.51	課長補佐	0	10	24.39	課長補佐級
				署長補佐	1			
				係長	7			
				計	8			
5 級	1 消防本部の主幹の職務（消防司令） 2 困難な業務を行う消防本部の課長補佐および消防署長補佐の職務（消防司令）	2	4.88	課長補佐	2	10	24.39	課長補佐級
				署長補佐	(1)			
				計	2			
6 級	1 消防長の職務（消防司令長） 2 消防本部の次長および課長の職務（消防司令） 3 消防署長の職務（消防司令）	6	14.63	消防長	1	6	14.63	課長級
				次長	1			
				課長	4			
				署長	(1)			
	計	6						
合計		41	100					

2. 職員の人事評価の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号。以下「改正法」という。）が公布され、その運用・施行について、総務省自治行政局長から通知がありました。

本組合では、能力開発や人材育成、勤務能率の向上を目的とした人事評価制度を導入しております。人事評価制度は、業務遂行上発揮された能力を評価する「能力評価」と目標管理による業務の遂行度を評価する「業績評価」により行っています。

「能力評価」

職員の職務遂行能力の発揮度を一定の基準に照らして評価することにより、職員の主体的な能力発揮・能力開発を促す評価です。評価期間内に期待される職務能力をどの程度発揮したかについて、絶対評価を行います。

「業績評価」

目標管理の手法を用いて、職員が組織の目標を明確に意識して、主体的な業務遂行に当たることを促す評価です。業績評価は、個人の業務内容の優先度や重要度などを勘案しながら、業務目標に対する達成度を評価し、その結果を絶対評価で行います。

人事評価制度により、職員の能力や特性を把握し、人材育成・能力開発を中心に適材適所の人事配置等の任用管理に活用していきます。

3. 職員の給与の状況

1. 職員給与の状況（平成28年度）

（1）人件費の状況（板野西部消防組合会計）

区分	管内人口 (27国税調査)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	25年度の 人件費率
	人	千円	千円	%	%
28年度	25,397	341,053	282,443	82.8	85.2

（2）職員給与の状況（平成28年度）

職員数 (A)	給与費				一人当たり の給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
	千円	千円	千円	千円	千円
42	127,905	33,267	50,101	211,273	5,030

2. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

一般行政職	平均給料月額	平均年齢
	円	歳
	260,915	34.2

3. 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	組合	国
一般行政職	大学卒	176,700
	高校卒	144,600

4. 職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	内容	
扶養手当	○配偶者	10,000円
	○子	8,000円
	○配偶者以外の扶養親族	6,500円
	○配偶者がいない場合1人目	9,000円
	○満16歳年度初めから満22歳年度末までの子	1人につき5,000円加算

住居手当	○借家・家賃12,000円を超える者に支給（限度額27,000円）
------	-----------------------------------

通勤手当	○2Km以上5Km未満	2,000円
	○5Km以上10Km未満	4,200円
	○10Km以上15Km未満	7,100円

特殊勤務手当	○毎日勤務者	月額 3,500円
	○隔日勤務者	月額 4,500円
	○救急救命士手当	月額 3,000円
	○予防技術資格者手当	月額 3,000円
	○潜水手当	出場1回につき 5,000円

超過勤務手当	28年度	支給総額(決算)	8,623,028円
		職員1人あたり平均支給年額	205,310円
	27年度	支給総額(決算)	8,614,277円
		職員1人あたり平均支給年額	210,104円

区分	組 合			国
期末手当 勤勉手当	28年度	期末手当	勤勉手当	組合と同じ
	6月期	1.225月分	0.80月分	
	12月期	1.375月分	0.90月分	
	計	2.6月分	1.7月分	
	職務の級等による加算措置 : 有(5~15%)			

区分	組 合			国		
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	組合と同じ		
	勤続30年	36.105月分	42.41250月分			
	勤続35年	41.325月分	49.59000月分			
	最高限度額	49.590月分	49.59000月分			
	その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 : 2~30%加算			定年前早期退職者特例措置 : 2~20%加算	
	退職時特別昇給	なし			職制上の段階・職務に級等による調整額の加算	

(注) 1. 退職手当の支給に関しては、本組合を含む8市16町村27一部事務組合(平成29年4月1日現在)で組織する「徳島県市町村総合事務組合」に加入しています。

2. 「勸奨」とは、定年退職(60歳)前の高齢職員に対し、職員の新陳代謝の促進や人事の刷新を図るため、退職手当の割増をして退職を促すものです。

5. 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	給 料 年 額	
給 料	管 理 者	35,000円
	副 管 理 者	25,000円
	議 長	35,000円
	副 議 長	25,000円
	議 員	20,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 職員の勤務時間

区 分	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	
毎日勤務者	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	
隔日勤務者	38時間45分	15時間30分	8時30分	8時30分(翌日)	12時～13時 17時15分～18時45分	15時00分～15時15分 23時～5時(翌日) 7時～7時15分(翌日)

2. 年次有給休暇の取得状況（28年）

区 分	日数(日)	取得率 (%)
年間平均取得日数	15.9	80.5

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分の状況（人）

降 任	免 職	休 職	降 給
0	0	0	0

2. 懲戒処分の状況（人）

戒 告	減 給	停 職	免 職
3	3	2	0

6. 職員のサービスの状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

上記の義務が課せられているにもかかわらず、パワーハラスメント行為があるという内部告発により、板野西部消防組合分限懲戒審査委員会による調査の結果、指導的立場にある職員によるパワーハラスメント行為が確認され、懲戒処分という事態になりました。このような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、ハラスメントを受けた職員及び家族関係者に対し深くお詫びするとともに、このような事態を二度と繰り返さないよう職員の意識改革を実施します。

ハラスメント行為は人権に関わる問題であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。ハラスメント行為を断じて許さず、全ての職員がお互いに尊重し合える快適な職場環境作りに取り組むため、全ての職員のハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、ハラスメントを発生させない、許さない職場環境作りに努めてまいります。

7. 職員の退職管理の状況 (28年度)

平成28年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正により、元職員による現職職員への働きかけの禁止などを主な内容とする退職管理の適正の確保が規定されました。

本組合においても、職員の退職管理の適正の確保に取り組みます。

8. 職員の研修の状況 (28年度)

職員の消防・救急業務等に関する基礎研修及び専門研修として徳島県消防学校、救急振興財団での救急救命士研修を行っています。

また、救急医療機関等が開催している救命に係る研修会や勉強会に積極的に参加し、知識・スキルの向上に努めています。

それらの研修において、指導者として参加する職員も増えています。

更に、警察署と連携して全職員を対象とした交通安全コンクール等を実施しています。また、近隣の自動車教習所と提携し、教習所の施設を使用させていただき、緊急車両の運転技術の向上に努めたり、職員の消防・その他の分野における能力アップを目的とした研修なども実施しております。

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況 (28年度)

1. 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

健康診断の種類	受診者数(人)
職員定期健康診断(人間ドック含む)	42
24時間交代勤務者に係る健康診断	31

2. 公務災害の状況

通勤災害(件)	公務災害(件)
0	0

3. 職員の福利厚生事業

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。本組合では、組合独自の職員互助会を設置し、職員の互助共済並びに相互の親睦と福利増進を図っています。また、一般財団法人徳島県市町村職員互助会に加入することにより、スケールメリットを生かした文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加し、職員の元気回復を図り公務能率の向上に努めています。

4. 公平委員会に関する事項

勤務条件に関する職員からの措置の要求	0件
不利益処分に関する職員からの不服申し立て	0件